

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」D等級以上に格付けされている者であること
（全省庁の競争参加資格を有する登録業者は、競争参加資格審査結果通知書(写)を入札書様式の受領時まで提出すること。）
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 違約金に関する事項

- (1) 落札者が契約を締結しない場合
落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約者がその契約上の義務を履行しない場合
「(予定数量-納入済数量)×単価」の総額(税込)の100分の10以上を違約金として徴収する。

3 落札決定方法

単価による決定（同価の場合は抽選により決定する。）

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札の無効

- (1) 入札参加の資格のない者、又は入札参加が制限されている者が行った入札
- (2) 入札書の入札金額、入札者の氏名等が判明し難いもの。
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

6 見本提出等

- (1) 提出日時： 令和4年7月27日（水）17時00分まで（行政機関の休日を除く）
- (2) 提出場所： 北熊本駐屯地 第8師団司令部4部第2補給整備班
（遠隔等理由で上記「提出場所」への提出が困難な場合は、後述（7）担当者へ令和4年7月25日（月）1600までに連絡されたい。）
- (3) 品 目： 別紙第1 品目等内訳書のとおり
- (4) 見本を提出しない場合または試食判定の結果不合格の場合の入札は無効とする。
- (5) 見本を提出する際、見本に番号、品名、業者名を確実に記入の上、見本提出品判定依頼書（付紙第1）を添えて提出すること。
明記されていない品物、見本提出品判定依頼書（付紙第1）の未提出に関しては、不合格とする場合がある。
- (6) 同 等 品：規格書に同等品の表示があるものは、規格書記載の商品とする。
仮に規格外の商品を同等品として入札を希望する場合は、見本提出となっていなくても見本サンプルを糧食品同等品判定依頼書（付紙第2）、栄養成分表等と共に、前述の第6（1）（2）の通り提出し、判定を受けるものとする。
その際、上記書類以外に官側が判定に必要とする書類がある場合はその都度提出を求める場合もある。
上記事項の判定結果が不合格の場合、入札は無効とする。

7 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく契約（請）書を作成する。

8 その他

- (1) 入札書の様式については、北熊本駐屯地会計隊事務室に事前に取りに来ること。遠方により、来隊が困難の場合は、後述の（7）に調整されたい。
- (2) 入札に関する委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵便による入札とする。
- (4) 郵便については、令和4年7月31日（日）17時までに北熊本駐屯地会計隊へ必着するよう「書留」により送達すること。この際、その旨を電話連絡すること。
- (5) 再度入札
再度入札については、別示する。
- (6) 掲示場所
西会ホームページ、湯布院駐屯地会計隊、北熊本駐屯地会計隊、
健軍駐屯地会計隊、陸上自衛隊熊本病院
- (7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒861-8529 熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊 契約班
TEL 096-343-3141（内線）3348
FAX 096-344-8807 担当：藤田